

# 政策統括官 (防災担当)

我が国は、その厳しい自然条件から、各地 で多くの自然災害が発生しています。自然 災害から国民の生命、身体、財産を守るた め、関係省庁と緊密に連携を図りつつ、災 害の予防、応急、復旧・復興対策に努め、災 害に強い国づくりを推進します。

# 参事官(総括担当)

参事官(災害緊急事態対処担当)

参事官(地方・訓練担当)

参事官(調査・企画担当)

参事官(防災計画担当)

参事官(普及啓発・連携担当)

参事官(防災デジタル・物資支援担当)

参事官(避難生活担当)

参事官(被災者生活再建担当)

参事官(復旧・復興担当)

## 防災に取り組む体制

国民の生命・財産を守る防災の推進には、国、地方公 共団体、企業・団体など、多様な関係者が連携して取り 組むことが重要です。

そのため、内閣総理大臣をはじめとする全大臣や公共 機関の代表者等で構成し、災害対策基本法に基づき設置 されている「中央防災会議」において、次のような方針 や計画などの策定等を行っています。

- ・防災基本計画の作成及びその実施の推進
- ・内閣総理大臣・防災担当大臣の諮問に応じての防災に 関する重要事項の審議(防災の基本方針、防災に関す る施策の総合調整、災害緊急事態の布告等)等
- ・防災に関する重要事項に関し、内閣総理大臣及び防災 担当大臣への意見の具申

## 災害対策の総合的な推進

~災害対応、被災者支援、啓発、調査検討、訓練など

#### 災害発生時の対応

災害発生時には、関係機関が緊密に連携して被害情報 を迅速に把握するとともに、人命第一の災害応急対策や インフラ・ライフラインの復旧に取り組みます。

- ・政府の災害対策本部の設置及び会議の開催
- ・内閣府調査チーム等による現地情報の収集及び被災地 方公共団体が行う災害対応に関する支援



令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議の様子



現場視察の様子(石川県)

#### 被災者支援

災害で被災された方々を支援する制度を担っています。

- ・災害救助法に基づく避難所の供与、仮設住宅の提供、 食品や飲料水、生活必需品の提供等
- ・被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給 など



令和6年能登半島地震における応急仮設住宅 (写真提供:石川県)

### 教育・啓発活動

- ・国民一人一人の防災意識を高め、日頃から具体的な行 動を実践いただく国民運動を積極的に展開
- 災害ボランティア活動の環境整備
- ・地区防災計画の策定促進、企業の事業継続計画の策定 促進 など



第9回防災推進国民会議の様子

#### 国際防災協力の推進

防災先進国として国際防災協力を推進しています。

- 第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030」の各国における着実な実施に貢献
- ・アジア防災会議といった国際会議に出席
- ・「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会」を設立し 日本の防災技術やノウハウを海外に発信 など



アジア防災会議 2023 の様子

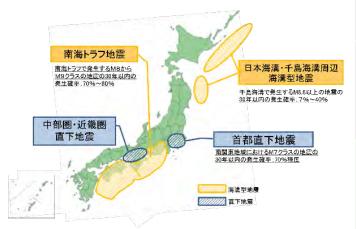
#### 人材育成 · 防災訓練

- ・国や地方公共団体等の職員を対象とした防災スペシャ リスト養成研修
- 大規模地震を想定した政府の災害対応訓練
- ・地域住民を対象とした地震・津波防災訓練など

### 地震・津波・火山・大規模水害等の防災・減災対策 の推進

大規模災害に備えるため、様々な調査、政策検討、計 画作成などに取り組んでいます。

- ・南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝 周辺海溝型地震、中部圏・近畿圏直下地震対策の推進
- ・津波避難施設の整備促進など、津波避難対策の推進
- ・避難計画や避難確保計画の作成促進など、火山防災対 策の推進
- ・近年の豪雨災害を踏まえた避難対策の強化 など



想定される大規模地震

## 最近のトピック~

- ・令和6年能登半島地震への対応
- 活動火山対策特別措置法の改正

## 令和6年能登半島地震への対応

令和6(2024)年1月1日、石川県能登地方を震源 とする最大震度7を観測した「令和6年能登半島地震」 が発生しました。政府では、発災当日に内閣総理大臣を 本部長とする非常災害対策本部を設置するとともに、石 川県に現地対策本部を設置し、被災自治体との緊密な連 携のもと、災害対応にあたってきました。発災後速やか に激甚災害等に指定するとともに、物資のプッシュ型支 援、インフラ・ライフラインの復旧、避難所の環境整備 や応急仮設住宅の建設等を進めてきました。支援施策を 幅広く盛り込んだ「被災者の生活と生業(なりわい)支 援のためのパッケージ」を取りまとめるとともに、「令 和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」を設置し、被 災者支援と被災地の復旧・復興を推進しています。

#### 活動火山対策特別措置法の改正

噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山 対策の更なる強化を図り、住民や登山者等の生命及び身 体の安全を確保することを目的に、令和5(2023)年6 月に活動火山対策特別措置法が一部改正されました。

本改正にて、火山に関する観測、測量、調査及び研 究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部の 設置や、国民の間に広く活動火山対策についての関心

と理解を深めるようにするた め、明治44(1911)年に日 本で最初の火山観測所として 浅間火山観測所で観測が始ま った8月26日を火山防災の 日とすることなどが定めら れ、令和6(2024)年4月 1日に施行されました。



浅間火山観測所